

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

白河市長

市町村名 (市町村コード)	白河市 (072052)
地域名 (地域内農業集落名)	関辺 ( 上ノ原、二枚橋、日の出、本郷土、新郷土 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年 3月13日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

今後の地域全体の高齢化や後継者不足に対応していくため、新たな担い手の確保が必要となっている。また、農業機械の老朽化が高齢化した耕作者の離農のきっかけとなり得ることから、機械更新の課題も抱えている。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

認定農業者等が担っていくほか、新たに入作を希望する認定新規就農者や地域外の認定農業者の受け入れを促進していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	207.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	155.0 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者や認定新規就農者等を中心に、農地の集約化に関する話し合いを積極的に実践していく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
担い手の経営意向を聞き取り、農地中間管理機構を活用して、農地の集約化に関する話し合いを積極的に実践していく。
(3)基盤整備事業への取組方針
耕作条件改善事業など、ほ場整備に取り組む。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たに入作を希望する認定新規就農者や地域外の認定農業者も幅広く担い手を確保していく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②③ほ場整備後、可変施肥田植機などスマート農業の導入を検討し、減肥料や減農薬等に取り組む。  
 ⑦多面的機能支払金の組織を中心として、集落内の農業者で定期的に話し合いの場を設け、農地の集約化に関する話し合いを積極的に実践していく。